

広島県告示第百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十二年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
因島洲江町小型合併一般型加入区（小型合併漁業因島市区域）	因島洲江町で総トン数一〇トン未満の漁船により主としてたちうおをとることを目的とする釣り漁業